

○農林水産省告示第八百八十四号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）の施行に伴い、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

農林水産大臣 森山 裕

第一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一 第一条中「及び第十号」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「附帯する業務」の下に「並びに同条第三項から第五項までに規定する業務」を加える。

第二 国立研究開発法人水産総合研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

第一条中「国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」に「センター」を「機構」に改める。

第二条中「センター」を「機構」に改める。

第三次に掲げる告示は、廃止する。

一 独立行政法人種苗管理センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百五十号）

二 独立行政法人水産大学校が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百五十二号）

三 国立研究開発法人農業生物資源研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百五十三号）

四 国立研究開発法人農業環境技術研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百五十四号）

第四 昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十八号（検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

第一号（中）「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、「業務」の下に「（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第三項及び第四項に規定するものに限る）」を加える。

第五 種馬鈴しよ検疫規程（昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号イ中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

別記様式中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第六 昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正する。

附の二中「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「同表」を「同表の」に改める。

第七 平成十二年一月二十七日農林水産省告示第九十六号（肥料取締法第十七条第一項第三号の規定に基づき、同法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料の保証票にその含有量を記載する主要な成分を定める件）の一部を次のように改正する。

附の一中「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第八 平成十二年三月十五日農林水産省告示第三百七十八号（農業改良助長法施行令に規定する農林水産大臣の定める基準並びに農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を定める件）の一部を次のように改正する。

第二号ト及びチを次のように改める。

ト 旧国立研究開発法人農業生物資源研究所

チ 旧国立研究開発法人農業環境技術研究所

第九 平成十三年三月三十日農林水産省告示第四百九十三号（種馬鈴しよの検査について農林水産大臣の定める基準を定める件）を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「自ら」を「自ら」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○ 平成十三年三月三十日農林水産省告示第四百九十三号（種馬鈴しよの検査について農林水産大臣の定める基準を定める件）（第九関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（基準の適用範囲）</p> <p>第一条 この基準は、昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十八号（検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件）により植物防疫法第十三条第一項の指定種苗として指定された種馬鈴しよについて、都道府県又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が生産し、かつ、自ら検査する場合の当該検査について適用するものとする。</p>	<p>（基準の適用範囲）</p> <p>第一条 この基準は、昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十八号（検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件）により植物防疫法第十三条第一項の指定種苗として指定された種馬鈴しよについて、都道府県又は独立行政法人種苗管理センターが生産し、かつ自ら検査する場合の当該検査について適用するものとする。</p>